

第8回 川越市総合計画審議会

1 開催日時 平成27年8月17日（月）午後3時56分～午後6時10分

2 開催場所 市役所7階7AB会議室

3 出席者

溝尾良隆、河野哲夫、江田肇、大泉一夫、川口知子、小野澤康弘、川口啓介、高橋剛、山木綾子、小林薫、伊藤匡美、関口一郎、真下英二、岩堀和久、岡田弘、小倉元司、柿沼昭弘、櫻井晶夫、重成大毅、杉山榮子、関口俊一、長坂江、原伸次、山岡俊彦、平嶋こずえ、町田一枝の各委員

4 会議の概要

1 開会

2 会長挨拶

いよいよ今日で分野別の審議が一通り終わる。いつもどおり皆さんの活発な御意見をいただきたい。

3 議事

(1) 第四次川越市総合計画前期基本計画（原案）について

①第6章（環境）

【意見の概要及び質疑応答】

○三つのことで聞きたい。まず施策42循環型社会の構築の現状と課題に路上喫煙やたばこの吸殻等に関する記述があるが、これがなぜここに入っているのか。

次に指標の年間最終処分量の目標値について、この数値にした根拠を伺いたい。併せて、この施策の単位施策を進めていけばこの目標値が達成できるということなのか。

最後に施策43自然共生の推進の単位施策3、水辺環境の保全について題名としては水辺環境の保全と書かれているが、「支援・推進するとともに理解を深める」という表現にとどまっている理由は何か。

- ・路上喫煙防止条例の目的が路上喫煙の防止を推進することで、市民等の身体及び財産の安全を確保し、たばこの吸殻の散乱の防止を図ることという内容で、資源循環型社会の構築の中に入っている。
- ・まず、現在資源化センターと東清掃センターの残渣の年間排出量が約1万トンとなっている。そのうち平成26年度の実績値で、2,693トンを最終処分している。平成32年は年間排出量が現在と同じと仮定し、約90%資源化を図るということで、目標を1,000トンにした。また、平成37年については、ごみの年間排出量が現在より下がるという想定で980トンにした。
- ・水辺環境の保全について、まずは啓発事業がソフトの部分として重要ではないかという

ことでこのような表現にした。

- たばこについては、所管部署等の兼ね合いもあるかと思うが、施策44生活環境の保全の方がふさわしいと思う。

最終処分場については目標値が高いが、ぜひ近づくように努力をお願いしたい。

水辺環境については、その目的をしっかりとここに書いておくことが重要だと思う。ぜひ表現を改めていただきたい。

- 施策42循環型社会の構築のところで、家庭から排出されるごみ処理の有料化を推進すると書かれているが、どんどん進めるような感じがする。お願いするような言葉でもないのか。一般的に市のサービスは租税収入でまかなわれており、特別利益に当たるようなものについて有料化するということだと思うが、家庭ごみのように一般の家庭から出るものに対してどんどん有料化していくという考え方が、一般財源をどこで使うという区分けをどのように理解しているのか。やり方によっては租税法律主義がどんどん崩れていってしまうような感じがする。どこまで租税で負担していくのかという原則を明確にし、明確な哲学を持ってもらいたい。公平性の観点からとあるが、何と比べて公平性なのか。

全体的な課題として、緑の問題について各課ごとに出ているため、いろいろな施策で緑の問題が出てくるが、課ごとということにこだわらず、緑という一つの条項を出して、それを一括してどこかに掲げるよう書き方が有効ではないか。課から出てきたものを全部掲げていくというのは工夫が足りないと感じる。

- ・家庭ごみの有料化とは、家庭ごみの処理において、税負担の一部を手数料負担に変えることで、本市においては、既に粗大ごみのリクエスト収集などで一部導入している。

また、家庭ごみ有料化を推進するということについては、家庭ごみ有料化の実施に向け、制度設計や実施時期の決定などの具体的な事務を進めていくということの意味している。昨年度川越市廃棄物減量等推進審議会を進めていくという形で答申をいただいた。ごみを有料化すると1割程度のごみが削減できると言われており、逆に返せばサービスにつながるのではないかと考えている。

公平性については、国が平成25年4月に一般廃棄物処理有料化の手引きを出しており、その中で、市内に住所を持っていない方のごみの負担が市の税金だけでまかなわれることや、排出量の多い住民と少ない住民とでのサービスに応じた費用負担に明確な差がつかないということがあることから、有料化をすることにより公平性を担保するとの考え方が示されている。

- ・街路樹や公園の緑、市民の森などいろいろな緑があり、いろいろな部署で所管している。環境政策課の中にみどりの担当があり、一括で自然の関係の施策を展開していこうということで組織改正があり現在に至っている。いろいろな部署が担当している部分があるが、連携し合って市全体としての緑の保全と創出に努めていきたいと考えている。

- 施策44生活環境の保全に生活排水処理率という指標があるが、実績値の94.3について、算出根拠となる公共下水道処理可能人口、農業集落排水整備区域内、合併処理浄化槽利用の3つの区分についてどのような割合になっているのか。また、目標値はどの数値が上がることによって100になるのか。

- ・生活排水処理の内訳は全体の割合でいうと、下水道が83.2%、農業集落排水が0.4%、合

併処理浄化槽が9.4%となっている。100%になるのは、単独槽から合併浄化槽に転換するということがポイントになる。

○合併浄化槽への転換をあと6%弱上げるには、単なる目標ではなくしっかりとした目標に対する行動策定というのが必要なのではないか。また、合併処理浄化槽と単独処理浄化槽のエリアは農業用水のエリアという形で管理が二重行政であり、どちらも責任を転嫁して逃げるといった部分がある。水質の環境保全に対しては、もう少し広いアクションを起こしてほしい。

○施策41地球温暖化対策の推進の省エネルギーの意識啓発について、この分野においては企業と共同研究等進めて成果が得られている自治体もある。まず研究をしていくという視点もこれから川越市にとって必要ではないか。共同の研究の成果が市内の中小企業に広がりいい利益を生み出すかもしれない。

再生可能エネルギーの導入促進について、水素や太陽光以外に検討している分野があればぜひ総合計画に載せてほしい。

施策42循環型社会の構築について、家庭ごみの有料化を推進すると総合計画の中に明記されようとしているが、川越市廃棄物減量等推進審議会では、ごみの有料化については、市民生活に大きな影響を与えるということで導入の際は社会情勢等十分考慮して慎重に検討されるよう要望すると、慎重にという文言が答申に入っている。総合計画では積極的に推進するというトーンになっているので、検討しますという表現が適切ではないか。ごみ排出の多い人と少ない人との公平性の観点ということが常々言われており、確かに子供が多い家庭や敷地内に樹木が多い家はごみの量が多いと思うが、まだまだ検討すべき課題がたくさんある。全国的には、ごみを有料化したところは一時的には量が減るが、その後また上昇を続けていくところもある。また、有料化していても川越市より一人当たりのごみの排出量が多いところもある。一定の効果があることは分かるが、この表現については再考されたい。

施策43自然共生の推進について、街路樹は市としては緑の基本計画で増やしていこうとしていると思うが、観光客がたくさん歩く道路に街路樹が欲しいという話を聞く。道路、公園等、全課にまたがる施策だと思うので、横断的な取組にして、市民にも理解をいただき、進めていっていただきたい。

・省エネの取組で企業と共同で研究して成果を上げている自治体の例は幾つか存じているが、今の段階では研究というところまではいってはいない。川越市では中小企業向けの環境マネジメントシステムである「エコアクション21」を市内の企業に取得していただくため、年間を通じてイニシアチブプログラムというものを実施している。

また、川越環境保全連絡協議会という、約100社弱の事業者が加盟している環境団体があり、非常に長い歴史の中で研修会等を共同で開催したりしてきた経緯がある。今後より積極的に取り組めるように現在検討している。企業との共同研究については、今後の検討課題とさせていただきたい。

再生可能エネルギーに関し、太陽光等については、川越市はこれまで長い間補助金等を通じて普及を図ってきた。普及してきたことや設置経費が下がってきたことに伴って補助率も下げてきた。最近では太陽光について新築の家では最初からパックになっていることも多く、補助金を利用せずに設置するケースも増えており、補助制度について見直

しが必要だと考えている。

水素等の再生可能エネルギーに対する施策については、現状では総合計画の中で具体的にお示しするのは難しいが、補助制度の見直しも含め、さまざまな再生可能エネルギーに対して普及促進ができるような施策を今後展開していきたいと考えている。

街路樹等、緑の関係は、横断的な取組が必要な分野であると考えているので、今後関係各課と連携して施策を検討してまいりたい。

- ・有料化することによりごみを減らそうとする動機づけができ、ごみの発生抑制及び分別の徹底が図れるのではないかと、現時点では実施に向け、制度の設計や実施時期の決定など具体的な事務を進めていくということになる。ごみの有料化については、今後検討させていただきたい。
- ごみの有料化の件について、総合計画審議会がもしこのまま「推進します」と答申を出すと、お墨つきを与えたことになる。その問題を取り扱った審議会でも慎重に検討することを要望されているのに、総合計画審議会が推進しますと答申することは越権ではないか。
- ・平成26年11月14日にいただいた家庭ごみ等の費用負担についての答申の内容は、減量施策としてごみの有料化は、ごみの排出抑制、資源化の促進、ごみ処理費用の負担の公平の確保に一定の効果があると認められ、循環型社会の形成に向けた施策の一つとして推進していくべきとの結論に立っている。しかし、市民生活、日常生活に大きな影響を与える施策なので、実施時期等について社会経済情勢や市の廃棄物処理の状況等を総合的に踏まえ、慎重に実施について検討していくということになっている。「推進」というのは、制度設計や実施時期の徹底等具体的な事務を進めていくということなので御理解を賜りたい。
- 説明をしなければ推進内容がわからない言葉はおかしいと思う。言葉は一人歩きしてしまうので、この表現についてはこのまま通すことは不適當だと思う。
- ・表現については、修正するなど検討させていただきたい。
- 地球温暖化やこの先の東京オリンピックなどに向け、市でもいろいろな施策に取り組もうとしている。都市が国際化をしていく地区というのは、市街地に緑が多くあるような時代になっている。施策43自然共生の推進の緑の創出については、本来であれば都市整備、都市計画の中でしっかり議論していかなくてはいけない。単位施策2の③の防災機能を有するオープンスペースというのはどのようなところなのか。また、10年後の構想の中で具体的に市として現状からどれくらい市街地の緑を増やしていこうと考えているのか。総合計画の10年の構想の中の単位施策なので、もう少し緑というものをしっかり捉えた形で都市に対してどうなのかということも入れていくべきではないのか。
- 生物多様性は、環境面においてかなり重要な課題になってきていることは認識されていると思う。市内に生育する野生生物の分布等調査し、生物多様性の保全に努めるということが記載されているが、調査後にレッドデータのようなものを作成していくという前提で考えてよろしいか。
- ・防災機能を有するオープンスペースとは、例を挙げると、公園のようなオープンスペースで防災、避難場所等になる場所をイメージしている。
- 市街地の緑についての具体的な数字は、総合計画と並行して改定している緑の基本計

画のなかで検討させていただいている。

野生生物の調査の件は、レッドデータのレベルまでは専門家の知識がかなり必要で、貴重な生物が川越市内にどのように分布しているのかということ、現在、調査しデータベース化をしている。まだデータの数が少ない状況のため、一定レベルの情報が集まってそれが分析できた段階で公表したいと考えている。

- オープンスペースは公園だということだが、人が一番集まってくると想定される市街地には、客観的に見ても大きな公園もなく、家が密集しているため非常に緑が少なく感じられる。今後どのような形で緑を増やしていくのかということ、をしっかりと構想の中で捉え、緑の計画へおろしていけるような細かい関連性を持つことが必要だと思う。
- 緑の創出の話というのは、都市計画を考える上ではすごく重要な視点である。生物多様性を保っていく上で緑をどのようにまちに配置していけばいいのかということは、例えば緑は多く固まっていたほうがいい、線につながっていたほうがいい等、明らかにこうしたほうが望ましいという形があると思う。そうしたことをどこに明記していくのか、どこのテーブルで考えていくのか、まちづくりをする上で市民の関心も高い緑の話なので、ぜひどこかでそれを考える機会をつくっていただきたい。
 - ・緑に限らず将来の川越市の土地利用をどうしていくかというところは、基本構想等の中で議論されていると思うが、市の将来の根幹に関わる場所なので、緑に限らないことだが、その場での議論になると思う。
- 昔、神戸の市長さんが、私が第2期目のときには公園の面積を日本でトップにしますと言って、それが今花開いている。そのぐらいの積極性がほしいということ。
- 地球温暖化については、この中にも盛り込まれているが、人が暮らす地域をいかに暑くなることを抑えて少しでも快適に過ごせるような空間をつくるという観点が必要ではないか。緑の導入や水を利用したクールダウンなどの対策、特に川越市のまちに多くの人に来ていただくに当たり、少しでも快適に暑さを和らげる対策が大事で、それがまちづくりに関わっていくのではないかなと思うが、そういった視点はどうか。

施策43、44にまたがるかもしれないが、水質、水の関係で、以前であれば水について単に水質を数値以下に抑えるというだけではなくて、清流を回復するということが語られた時代もあった。BODといった、単に科学的な、生物学的な数字で抑えられているというだけでは魅力を感じないのではないかなと思うがいかがか。

水との関連で水路、河川に外来生物が多く固有種が少ないということが見てとれる。川に異常に亀が多かったり、コイやそういった魚はいるが、メダカやホタルなどを見るものがなくなったりしている。バランスの崩れた生物の状況を回復するために、具体的にどういう対応をとっていくのか。

緑の関係で、街路樹の剪定の仕方が余りにも強く、無残な形になっていて、あれを見ると緑を重視しているようには思えないと感じる。街路樹が落ち葉の問題などで導入しにくいところであれば、それは避けながらも他の場所にどうやって緑を入れていくか、小さな公園でも緑を樹木などを入れていく、あるいはどこかで補うかとか、そういう発想もあっていいのではないかな。
- 施策43自然共生の推進で、特定外来生物の防除に努めますと書いてあるが、この外来生物によって農業の被害が毎年増えている。単位政策に小さく載っているが、現状に載っ

てないので、外来生物によって農被害がどのくらい受けているのかを知りたい。また、この防除という言葉と駆除、捕獲をどのように使っていったらいいのか。

- ・暑さ対策について、施策41地球温暖化対策の推進、単位施策4の⑤に極端な気象現象、気候変動やさまざまなリスクへの対策を図りますということで、具体的には例えば緑のカーテンやクールシェアを行っている。ここのところ非常に暑いと感じる日が多くなっている。市民の皆さんと協働して、まちなかの暑さの調査を去年から行っている。データがまだまとまっていないが、実際に熱中症の危険性があるのはどういう状況なのかといったことを今調べている。温暖化が原因とされる異常な気象に対しての適応策をこれから検討していくことが必要ではないか考えている。

外来生物の現状としては、アライグマの被害が急速に増えている。平成22、23年ごろまでは毎年大体捕獲数が20頭から30頭ぐらいのペースだったが、25年度で50頭を超えて、26年度で100頭を超えている。本年度に関しては、もう既に100頭近くきており、このままいくと200頭は確実に超えるような状況で、外来生物なので、積極的に捕まえて処分をするということをやっている。

農業のサイドでも今年から協議会を立ち上げ、対応を図っていると聞いている。

- 環境保護と経済発展を両立させる経済の仕組みとしてグリーン経済というものがある。環境保護と経済発展を両立することで自然と共生できたり、人類の福祉を改善しながら持続可能な成長を推進するような経済のシステムということで、国際レベルで注目されている。連合としてもさまざまな観点からこのグリーン経済の振興を図っていただきたく、昨年度川越市に政策制度要請をさせていただいた。その際川越市から、グリーン経済の振興は、今後重要な役割を果たしていくと考えておりグリーン経済の振興策について検討してまいりたいという回答をいただいた。その検討状況と、総合計画にどのように反映しているのか伺いたい。
- ・市レベルで経済という大きな視点で具体的な施策を練り出すのはなかなか難しいと認識しているが、グリーン経済に関係する市の施策として検討し実施してきたところでは、中小企業向けの環境マネジメントがある。環境に取り組むことが企業にとってプラスになり、イメージが向上し、売り上げにもつながっていく、そういうことがグリーン経済の一端を担っていくことだと思っており、そういったマネジメントについての普及を図っているというのが一つある。また、環境に関する企業がメンバーになっている環境保全連絡協議会等々と連携し、今後具体的な取組をさらに検討していきたいと考えている。
- 街路樹について、落ち葉の関係で市民の方から苦情が寄せられ、今のような強剪定になってしまっていると思うが、行政が強いリーダーシップを持って、緑の大切さを訴えないと、いくら樹木を植えても緑は育たない。毎年枯れ葉が落ちる時期になると切られてしまったケヤキが翌年はおばけ柳のように一生懸命生きようとして新しい芽を出すが見ていて悲しいものがある。行政が強いリーダーシップを持って、苦情には真摯に対処しながら御説明をいただきたい。

②第7章（地域社会・市民生活）

- この章には市民との関わりのことが書いてあるが、ほかの章も随分市民、自治会、地域との関わりが出ている。まず共通章のところで地域会議が出て、7章の施策45地域コミ

ユニティ活動の推進のところにも地域会議が出てくる。第三次の総合計画の後期には、地域会議というのは出ていない。地域会議とはこうあるべきであるといった定義を定めないと地域会議がどういう目的で設立されたのかわからなくなってしまふ。

地域会議と自治会、地区の社会福祉協議会等いろいろ会があるが、そのすみ分けをどうしたらいいかについても明記しておいたほうがいいのではないか。

地域会議は地域の問題を解決するためにつくったと行政サイドは言っている。行政のほうから地域のほうへ縦割りでいろいろなところからおりてきています。地域会議で一応受けていろいろな会議に流すような形になってくるのだろうが、地域会議、もしくは自治会とか地区社協におろす場合、関連するところは同じような目的を持って説明をし、おろしてほしい。個別で来ると本当に困ってしまう。

私は自治会長をやって14年目になるが、ほとんどの自治会長は2、3年でおしまい、中には1年という人もいます。行政からの依頼ごとをこなすだけで精一杯で、その辺のところを行政も考えてくれないと、単位施策にある、コミュニティ意識の形成や、安定的な担い手の確保なども難しいと思う。

自治会の加入率が下がっているというのも、そういったところにもあるのではないかと感じる。東京都の下町のほうで東日本大震災が起きたときには、自治会に加入しようということで、随分区役所等がチラシを配ったりいろいろなことをやっている。行政にも自治会に入ることに積極的に対応していただきたいと思う。

施策48防災体制の整備の単位施策に「避難行動要支援者の避難支援体制の構築を図り」とあるが、地域福祉といろいろ関連が出てきて、個人情報の問題などがネックになりうまくいかない点がある。

また、体制の構築とあるが、どのように構築を図るのか。情報を持っているのは現在では民生委員の人だけである。国の指針で川越市が行っている避難行動要支援者の把握が大体できており、自治会長と市が覚書を取り交わせれば自治会にそれがおりてくるということになっているが、自治会長と民生委員だけではなかなかできない。助ける人たちも必要になってくる。川越市ではそういった人を福祉協力員と呼んでいるが、ある市ではその福祉協力員たる人を行政が委嘱をしている。委嘱をされればボランティアであつても個人情報の問題や見守り支援体制のことについても意識の違いが出てくるので、ぜひ委嘱をしていただきたい。

情報伝達手段の多様化について、どのように多様化するのか、具体的にお聞きしたい。私の地域では、九十川の水位が上昇して避難指示が川越市内で初めて出たが、その際、情報の伝達がうまくいかなかった。災害時の要援護者が最初に避難してくるが、行政のほうも実践でそういった対応をしたことがないため、対応の仕方がぎくしゃくしていた。どんな自然災害が起きるかわからないので、実践訓練をしながら行政と地域がやっけないと難しいと思う。

施策49消防・救急体制の充実のところ、問題になってきているのが自主防災ということで、各自治会が自主防災組織を立ち上げてきた。古い地域は自警消防団があつたが、自主防災組織にかわっていき、自警消防団がなくなっている地域がほとんどである。単位施策1の③、消防団の団員確保及び団員の確保について、今までは自警消防団を経験した後に消防団に入団をするというケースがほとんどだった。それでほとんどの消防団

が団員の欠員を生じているので、どうやって消防団員を確保するのかよく考えていただきたい。また、消防団がある工場がたくさんあるので、民間の会社の消防団にも地域等への協力要請もお願いをしたらいいと考える。

施策50の防犯対策の推進のところで、私の地域は自前で青色防犯パトロールカーを購入している。青色防犯パトロールカーを購入するには講習を受けなければならないが、PTAや育成会にその講習を受けるように強く要請し、現在800名ぐらいの人が青色防犯パトロールカーに乗る講習を受けている。そのうちの約3分の1が小学生を持つ保護者である。防犯意識の高揚等意識啓発を図るのに有効な手段なので行政が補助金等を出しながら、各地域に青色防犯パトロールカーの購入もしくは行政で青色防犯パトロールカーの保有台数を確保していただきたい。視察に行った愛知県の瀬戸市などは、川越市で言えば支会という単位で、80%ぐらいが青色防犯パトロールカーを所持しているかもしくは借りながら運用をしている。川越市内では公的には3台ぐらいしかない。お金がかかることではあるが、犯罪の減少に関して、青色防犯パトロールカーはかなり有効な手段なので、ぜひその点も施策の中に盛り込んでいただきたい。

- 地域会議の定義は、計画にコメントしておきたい。

自治会等と地域会議とのすみ分けについては、昨年度各地域を回らせていただいたなかで、一番多い御質問だった。現状では自治会や、地区社協でいろいろな地域の課題を解決してきている。さらにどうして必要なのかという質問に御説明したのが、どこの地域もそうだが、高齢化社会ということで、今まで地域を支えてきた方々の高齢化による団体活動の運営が困難になってきているということが1点ある。さらに、高齢者の生活を支えてきた若年層の減少ということで、介護の関係、福祉の関係、医療の関係など、制度的なほころびが生じつつあるということで、高齢者の生活不安が今まで以上に大きなものになっている。さらには核家族化が進行したことにより、育児不安、価値観の多様化による地域コミュニティの希薄化など地域の課題が複雑に絡み合っているような状況がある。今まで各自治会だけで解決してきた問題、地区社協で解決してきた問題が今後、今までどおりの解決方法では難しい面も生じてくるというところで、地域会議の立ち上げを進めてきた。今後地域会議の中に加入されているそれぞれの団体が持っている強み、知識などを結集して複雑に絡み合った課題を解決していく、安心して暮らせる地域の実現に向けた取組を推進していく、そういう意味合いで地域会議の位置づけをしている。総合計画への盛り込み方は工夫させていただくとして、市としてはすみ分けとしてはこのようなことを考えている。

行政の縦割りにについては、今まで青少年の問題一つ取っても関係課からそれぞれ別個にお話を各地域にしてきたと思う。地域の各組織も複数同様な組織ができているということがあるので、今後この地域会議にあわせ、地域会議を一つの総合的な地域の窓口という見方をして、整理しながら地域に極力負担のかからないような形をとっていければと考えている。

- 避難行動要支援者避難制度については、災害時に高齢者、障害者などの自分だけでは避難が困難な方で平常時からの情報提供に同意された方の名簿を地域へ提供することで、いざ災害が発生したときに迅速な安否確認等、避難支援について地域の皆様の御協力をいただいて支援をいただく制度になる。現在、自治会連合会の市内22の支会ごとに自治

会長、民生委員へ、制度の概要説明と御協力をお願いということで、回らせていただいている。

体制の構築については、まだこれからの制度だが、従来の災害時要援護者支援制度の問題点等が改善された部分、あるいは運用面が緩和された部分もある。そのような点も御理解いただき地域の方の御協力をいただいて、災害のときには支援体制を整備していければと考えている。

情報伝達手段の多様化については、やはり災害による被害の軽減という部分がある。災害情報が確実かつ迅速に市民の方に届くことが不可欠で、そのためには何らかの形で情報が得られるように情報伝達手段を多重化、多様化を図る必要があるものと考えている。具体的には従来情報伝達手段として、防災行政無線や広報車が中心だったが、市のホームページ、防災情報メール、緊急速報メール等々情報伝達を広げている最中である。また、今後の情報技術の発展によって機会を捉えてこの情報伝達手段の多様化を図っていきたいと考えている。

・自治会加入世帯数、加入率の推移としては落ちているという状況にある。具体的なことはこれから自治会とともに考えていこうと思っている。去年度は自治会加入の促進のために川越市と川越市自治会連合会、宅建業者協会、の三者で連携して協定を結び、加入促進のチラシを協会に加盟している不動産屋で配布していただいた。

自治会のメリットについては、地域コミュニティ、自治会の力、そのつながりがあった地域が震災後の立ち上がりが早かったということも知られている。また自治会が取り組んでいる犯罪予防、交通安全、福祉の分野では高齢者の見守り、そういったところで孤独死等が防げられているということもある。つながりによって安全・安心の基盤になっているということを一つのメリットということで挙げて、それを広く広報、情報として広報、宣伝していくということが考えられる。

- ・消防団の団員確保について、消防団員が減ってきているということとともに、サラリーマン化しているといった問題がある。平成23年に川越地区消防組合消防団条例の一部を改正し、それまで居住地要件しかなかったものを在勤・在学といった要件を加え、幅広く消防団員に任用できるようにした。また、消防団の強化に関する法律の中に、地方公共団体や公共的な施設が消防団の協力をするといったこともいわれている。当消防組合では、消防団協力事業所の公表制度というものがあり、消防団に協力していただいている事業所にはその認定証を交付している。地域だけでの団員確保ではなく、企業等々に働きかけて団員を確保することも必要ではないかと考えている。
- ・青色防犯パトロールカーについて、南古谷地区では小学生を持つ多くの親御さんに青色防犯パトロールカーを運転するための資格の講習を受けていただいて、これが防犯意識の高揚に大変役立っており、ありがたいと感じている。青色防犯パトロールカーは、導入するのなら活用しなければいけないし、維持するためのお金、置き場所も含めたいろいろなお金がかかり、またその活用には各支会の各自治会の構成員の皆様の大きな力がやはり必要になってくる。各自治会連合会も含めいろいろな各支会の御意見を伺いながら積極的な導入に向けて検討させていただきたい。
- ・避難支援体制の構築については、避難行動要支援者の名簿を、消防、警察、自治会、民生委員の四者に事前に提供させていただき災害時には対応いただくことになっている。

その中でも自治会が主体となってこの制度の支援をいただきたいということで、現在説明会を実施している。ぜひ自治会長さん等々の支援のもとで支援体制の構築できればと考えている。

- 基本的に地域社会がどのようにやっていくかというようなことだと思うが、全章を通じて地域社会が大事であると述べ、それは当たり前なこと、それ自体間違っていないが、自治会にある部分がすごく大きい。基本的に自治会にいろいろなことをやらせるという考え方は、制度化の経緯を考えるとある意味正しいと思う。縦割り情報がおりてきて云々という話も、地域ごとに総合して処理していくとこういう考え方を採用するのであれば、むしろこれはプラスのものであると考えることができる。ただ、その業務量が余りにも膨大に過ぎるといところが恐らく問題なのだと思う。

私の解釈では、この自治会というのは、一番コアになる部分、まさにアイデンティティを体現するような部分であり、そのコミュニティに関するアイデンティティに関連するものに関してはこの自治会において処理せよとこういうものであると、そこから少し外れてくるようなものに対して、地域会議なりさまざまな団体を活用したものをやっていく、その中にはNPOをやっていくというようなイメージを持っている。しかし、このままいくと自治会がどちらかというところとある意味小さな市役所になってしまう。地域の担い手というよりも市役所からおりてきたことをそれぞれの地域ごとにおいて処理するという市役所の分署のような役割を果たしている。しかも自治会には必ずしもオフィシャルな権限や、予算が与えられているわけでもない、その中でやっていかなければいけないというところに難しさがあると思う。川越市の場合には、この自治会を中心として地域社会を構築していくと、施策45の単位施策を見るとその方向性は自治会が中心であるというふうに読み取ることができる。

ただ、余りにも大きくなっていくやらなければいけないことを、果たしてただでさえ加入率が下がっている自治会がやっていくことがそもそもできるのかどうかというところは考慮しなければいけないし、それを補う仕組みとして地域コミュニティ活動を進めていく必要があると考える。

- マンションに自治会をつくるというときに有志だと3分の1も入らなかった。阪神・淡路大震災の後に助け合い的な意味合いが必要ではないかというので、理事会で決めて全員加入にしたが、やはり何で入らなくてはいけないんだ、別に自分は助けてもらわなくて構わないという意見まで出た。また、自治会に入らなかつたら地震のとき助けてくれないのかと市役所まで電話を掛けた人もいた。一つの例としてそういう意識の方がたくさんいるということを承知していただき、自治会の加入率を上げるということについては、自治会任せではなくて、かなりいろいろな意味で行政が関わっていかないといけないと思う。自治会に加入するのが嫌だという人の意見の中で、自治会なんて行政、市役所の下請け機関ではないか、何でそんなことやらなくてはいけないのかという声が議論の中で大きかった。
- 施策51の交通安全対策という言葉は、例えば4章の都市基盤のところや6章などいろいろなところに出ている。私の地域は最近ゾーン30ということで地区割がされているが、この点が書かれていない。川越市内何カ所かあるかと思うが、今後も増えていくのか。
- ゾーン30というのは、速度規制を道路のような直線的なものではなく、区域を決めて平

面的に30キロ規制をかける規制で、公安委員会の権限のもと警察署が規制をかけている。市はそれに伴ってここからゾーン30規制だという表示を路面にしている。埼玉県計画では、川越市はあと2年後まで、9地区を指定するということで指示を受けてやっているもので、それ以後の計画がまだ県から発表されていない。

(2) その他

- ・次回は、今までいただいた意見等を整理し、提示させていただく。
- ・日程等については、調整中のため決まり次第、なるべく早めに御連絡させていただく。

4 副会長挨拶

河野副会長が、閉会に当たり挨拶を行った。

5 閉会